

## Ⅲ 学生生活

- 1 通学・キャンパスへの入構・・・・・・・・・・31
- 2 施設使用にあたっての注意事項・・・・・・・・31
  - 1) 施設・設備の破損
  - 2) 火気厳禁および喫煙・飲酒の禁止
  - 3) 環境美化・私物の管理
  - 4) 清潔の保持
- 3 キャンパス内外の安全・・・・・・・・・・32
  - 1) 盗難予防
  - 2) 不審者への注意
  - 3) 災害発生時の避難
  - 4) 悪徳商法・ブラックアルバイトに注意
  - 5) カルト団体に注意
  - 6) 情報社会で自分の身を守るために
- 4 充実した学生生活のために・・・・・・・・35
  - 1) ロッカーの貸与
  - 2) 自己学習のための教室等
  - 3) サークル活動・学生会活動
  - 4) 学内の施設や物品を使用したいとき
  - 5) その他の注意事項
- 5 健康管理・・・・・・・・・・37
  - 1) 保健室
  - 2) A E D
  - 3) 健康診断について
  - 4) 感染性疾患について
  - 5) 学校医について
  - 6) 歯科診療室
- 6 学生保険への全員加入・・・・・・・・38
  - 1) 看護学科・歯科衛生学科・リハビリテーション学科
  - 2) 栄養学科

(裏面に続く)

## 7 学生への連絡方法・・・・・・・・・・40

- 1) Teams
- 2) 学生用メール
- 3) 掲示板
- 4) 学外からの呼び出し

## 8 キャンパス・ハラスメント及び性暴力等に関する相談・・・・・・42

- 1) キャンパス・ハラスメントとは
- 2) 性暴力等とは
- 3) キャンパス・ハラスメント及び性暴力等のないキャンパスに向けて
- 4) キャンパス・ハラスメント及び性暴力等を受けていると思ったら
- 5) 相談員に相談したあとはどのようなになるのか

## 9 履修・学生生活に関する相談・・・・・・・・・・44

- 1) 学科・専攻の教員による相談支援体制
- 2) 休学・退学の相談
- 3) カウンセラーによるカウンセリング
- 4) 障害のある学生への修学支援

快適な学生生活は、学生や教職員など、キャンパスを利用するすべての人々がルールを守ることによって始めて手に入れることができます。学生の皆さんも、各自が自覚をもって行動してください。

## 1 通学・キャンパスへの入構

- 幕張キャンパスの利用時間は、平日 8 時 30 分～21 時 30 分です。仁戸名キャンパスの利用時間は、平日 8 時 30 分～20 時（図書館は月・金曜日は 21 時まで）です。
- 平日 8 時 30 分より前および 21 時 30 分以降（仁戸名キャンパスは 20 時以降）、ならびに、日曜日、祝日は原則構内に入ることができません。
- 土曜日は、図書館の開館している日時において、図書館棟に限り構内に入ることができます。図書館の開館している土曜日は各自で確認してください。
- 自動車による通学は原則として認めません。
- 通学に自転車を使用する際には、交通ルールを守り、事故等のないようにして下さい。
- 自転車は必ず指定の場所に駐輪してください。

## 2 施設使用にあたっての注意事項

### 1) 施設・設備の破損

- 大学内の施設・設備は破損しないように使用してください。破損した場合は、学生支援課／仁戸名事務局に届け出てください。

### 2) 火気厳禁および喫煙・飲酒の禁止

- 幕張キャンパス、仁戸名キャンパスともに、一部の実験・実習室及び歯科診療室を除き、敷地内での火の取り扱いが厳禁です。
- 幕張キャンパス、仁戸名キャンパスともに、敷地内は禁煙です。
- 幕張キャンパス、仁戸名キャンパスともに、敷地内での飲酒は禁止です。また、20 歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。また学外においてもイッキ飲みや飲酒の強要等のアルコールハラスメント、飲酒運転は絶対にしないでください。

### 3) 環境美化・私物の管理

- 所持品を収納するため、ロッカーを貸与します。私物はすべて、ロッカーの中に入れてください。
- 貸与されたロッカーを除き、大学内に無断で私物をおいてはいけません。
- ロッカー室であっても、貸与されているロッカー以外の場所に置かれている物については不要物として処分しますので注意してください。
- 教室に私物を置いたままにしないでください。学科や専攻でよく使用する教室があったとしても、それは学科・専攻専有の教室ではありません。教室に残っている物は不要物として処分しますので注意してください。
- 学生会やサークル活動に関わる物品は指定の場所に置いてください。

### 4) 清潔の保持

- 教室、廊下、学生ホール、ロッカー室など、大学内の施設は常に清潔であるように心がけてください。
- 図書館内や情報処理施設内および演習室や実験・実習室における飲食は禁止です。
- 学生ホールおよび講義室での飲食は、部屋を汚さないように留意してください。また、ゴミは片付けてください。

### 3 キャンパス内外の安全

事故や事件に巻き込まれないためには、一人ひとりが十分な注意を払い、責任や自覚をもって行動しなければなりません。

#### 1) 盗難予防

- 盗難予防のため、ロッカーは必ず施錠してください。また、貴重品は必ず携帯するか、各自で責任を持って管理してください。
- 盗難が発生したら、学生支援課／仁戸名事務局まで至急連絡してください。

#### 2) 不審者への注意

- 不審者の侵入を予防するために、ロッカー棟の入口の鍵は開閉ごとに必ず施錠してください。ロッカー棟入口の鍵の番号は定期的に変更されます。変更時は学生用メールにてお知らせしますので、必ず確認ください。
- 不審者を見かけたら学生支援課／仁戸名事務局まで至急連絡してください。

#### 3) 災害発生時の避難

- 災害発生時は、あわてず緊急放送を確認し、指示にしたがって避難してください。また、授業中の場合は教職員の指示に従って避難してください。年1回の防災訓練に参加し、避難方法について確認しましょう。また、Jアラートにより情報伝達された場合の行動指針（学生関係諸規程集P171）も確認してください。

#### 4) 悪徳商法・ブラックアルバイトに注意

- 若者をターゲットにした悪質商法による被害が後を絶ちません。おかしいと思ったら、すぐに近くの消費者センターへ相談してください。
- アルバイトも労働基準法に基づく労働契約ですので、応募申込の際には使用者から提示される契約書や就業規則をよく確認しましょう。困ったときには、迷わず近くの労働基準監督署や市役所で設けている労働相談などの労働関係法規に明るい窓口必ず相談してください。

#### 5) カルト団体に注意

- 学生に対して入会を勧誘する団体の中には、サークルや研究会と称していても、「カルト」と呼ばれている団体もあります。そのような団体には、初めは学生同士の交流といった軽い気持ちで参加しても、だんだんと抜けられなくなり、学生生活や人間関係に支障を来す場合があります。
- 大学公認のサークルなのかきちんと確認し、明確に断ることや、活動しておかしいと思ったら、担任等に相談してください。

#### 6) 情報社会で自分の身を守るために

##### (1) 情報機器について

- 個人（家庭）で情報端末（パソコンやスマートフォン等）を使用する場合は、セキュリティ関連アプリを必ずインストールすること。

アンチウイルスアプリやパーソナルファイヤーウォールなどのセキュリティ関連アプリを必ずインストールし、常に最新の状態にアップデートしてください。通常はパソコン購入時にインターネットで半年～1年間程度アップデートが受けられる権利が付いてきますが、期限付きであるため次年度以降はアップデートを受ける権利を有償で更新する必要があります。

感染すると保存データを勝手に暗号化し、ファイルを開けなくして金を要求する「ランサムウェア（身代金要求）ウイルス」が大流行しています。情報端末（パソコンやスマートフォン、タブレット）は必ずバックアップして、万が一に備えるようにしてください。

なお、Windows のパソコンについて、Windows10 は既に通常のサポート期間が終了しておりセキュリティアップデートが提供されません。Windows11 へのアップグレードを行ってください。

また、Windows11 については、Microsoft Defender を設定することで、セキュリティアプリを入れなくても十分使えるものとなります。

○ 個人のパソコンを購入する際は、価格に惑わされずよく検討をすること。

学内には学生が利用できるパソコンがあります（LL 教室等）ので、授業に間に合うよう焦って価格や見た目のみ重視して購入しないようにしましょう。用途を間違えて買ってしまい、後から買い直したケースもありましたので、検討の際は情報系授業の担当教員などが相談にのります。

○ 個人（家庭）のパソコンはメンテナンスをきちんと行うこと。

購入後の定期的なセキュリティ管理を怠ったことで、使用頻度が高くなる臨地実習期間や4年次（特に卒業研究提出直前）に、ウイルス感染してパソコンごと大事な授業データが壊れてしまうというケースが毎年のように発生していますので、万が一に備えデータをバックアップしておきましょう。

特に、Windows 搭載のパソコンは年1回のセキュリティアップデートが必須で、怠るとセキュリティが切れてしまいますので、『自分の道具』として使う方法を授業で説明します。

○ 無料 Wi-Fi の利用に注意すること。

近年は様々な場所で無料 Wi-Fi スポット（無料の無線 LAN）が利用可能になってきました。

ところが、これらのスポットはすべてが安全なものばかりでなく、セキュリティの甘いスポットが盗聴やデータ抜き取り目的の場として次々に攻撃され、そこに接続したパソコンやスマートフォンを乗っ取る攻撃も始まっています。

無料であるということは、セキュリティにあまり費用をかけないために攻撃しやすい・されやすいということでもありますので、利用には十分な注意が必要になります。（iPhone は定期的に安全性を向上させるアップデートを行っていますが、アンドロイド OS のスマートフォンは製造メーカーによって対応が異なることがあり、自分で積極的に OS の更新状態を確認する必要があります。）

自宅で無線 LAN ルーターを使っている人も多いと思いますが、古い無線 LAN ルーターにも脆弱性が見つかり、現在はメーカーごとの対応を待っている状態です。自分が利用している機器についても、十分な注意が必要であることを認識して、購入後のセキュリティ管理を行ってください。

## （2）パスワードについて

○ 自分のパスワードの管理をする。

個人で保有しているパスワードはすべて自分自身で管理が必要です。パスワード管理とは、「複数の用途・サイトで、同一パスワードの使い回しをしない」、「パスワードを定期的に変更する」ことです。良いパスワードとは「他人から推測されず、自分では忘れにくい」ものです。

現在は、インターネット上にある一般企業のホームページがウイルス感染してしまう事があり、このような場合は例え自分でセキュリティ対策を行っていても、感染サイトにアクセスすることで結果的にパスワード等が流出してしまうこともあります。そのため、万が一に備え、被害を最小限にとどめるためにも、常日頃のパスワード管理はととても重要です。

○ 大学から貸与されるパスワードの管理をする。

学内情報処理施設で使用するパスワードが入学時に貸与されます。このパスワードには、授業内での利用、学生用メールアドレスの使用、履修登録などあらゆる学内情報システムを利用する際に必要となります。（「Ⅲ.7-2 学生用メール」、「V.4 情報処理施設の利用方法」のページも参照）

なお、大学貸与のメールアドレスを私物パソコンの電源後のサインインに使ってはいけません。

## （3）メールについて

○ 自分や友人のメールアドレスを公開しない。

ストーカーなどのトラブルを防止するため、自分や友人のメールアドレス（本学で使用するメール

アドレス、個人の携帯電話やスマートフォンのメールアドレスなどを含む)を不用意に他人に教えたり、不特定多数が目にする Web サイトや SNS (身元の不確かなアカウント制による X (旧 Twitter) や Instagram、基本的に誰が見ているか判別不能な匿名掲示板など) に電話番号やメールアドレスを記入したりすることは絶対にしないよう注意してください。

○ 不審なメール、知らない人からのメールにうかつに返信しないこと。

不特定多数への転送を呼びかける「チェーンメール」、銀行や宅配業者を装ったメールや電話番号宛にショートメッセージを送りつけて個人情報を引き抜く URL へ誘導する「フィッシング」や、アダルトサイト利用請求を装い、更に裁判所の少額訴訟手続きを悪用するケースもある「架空請求」と呼ばれる詐欺行為など、メール・LINE・SMS や電話を悪用した事件が近年多発しています。不審なメールを受け取ったときは、直ぐに返信はしないで家族や教員とよく相談して対応してください。

#### (4) スマートフォン (スマホ) について

スマホはその仕組み上パソコンと同じですので、パソコンを使う場合と同じ注意が必要になります。特に、近年フィッシング詐欺などのターゲットとしてスマホが狙われています。以下に、政府広報オンラインから4つの事前セキュリティ対策を示します。

○ 基本ソフト OS (オーエス) を更新する。

スマートフォンは、OS の更新 (アップデート) が必要です。古い OS を使っていると、ウイルス感染の危険性が高くなります。更新の通知が来たら必ずインストールしましょう。

○ ウイルス対策アプリを必ず利用する。

スマートフォンでは、製品別のウイルス対策アプリが提供されています。どのウイルス対策アプリが利用可能かを携帯電話会社の情報提供を確認し、無料公開されているフリーソフトは信頼せず必ずお金を出して購入してください。無償ウイルス対策アプリがウイルス入りである例も多発しています。ウイルスの混入したアプリばかりでなく、Google Play 内で30%近くのソフトウェアの不審な動作 (勝手に海外へ送信する動きをする) が発見されています。

○ アプリの入手に注意する。安易にダウンロードしない。

Google Play や App Store であっても安心はできません。できるだけ、本当に必要なアプリだけを、身元の分かる提供元から、最小限導入し、年に1度も使わないような不要なアプリは削除しましょう。

利用条件を最後まで読まずに安易にダウンロードすると、アドレス帳データを勝手に抜き取られる等のトラブルに巻き込まれることもあります。アプリの事前審査をすり抜けて、ウイルス混入アプリを紛れ込ませる方法 (アップデート通知が来てアップデートを許可したら海外からソフトを勝手にダウンロードさせられた) や、起動時に Google ID を無断送信する例が発見されています。アプリの5段階評価をごまかして高めるという手口も見つかっているので、きちんと自己管理しましょう。

○ 不審なメールや SMS を開かない、返信しない。リンクをクリックしない。

#### (5) SNS (ソーシャルネットワークサービス) について

○ SNS への投稿に注意する。

大学入学前に、既に SNS (X (旧 Twitter)、Instagram、TikTok 等) を利用している方も多いと思いますが、自分自身も含めた個人情報の漏洩には注意してください。これまでやってきたから大丈夫だろう、とか、この程度なら大丈夫、という甘い考えは通用しません。ストーカー等のトラブルに巻き込まれたり、実習中に知った個人情報を投稿し、個人情報漏洩で退学処分になったりする可能性もあります。

SNS の便利さに慣れると、便利が危機と隣り合わせだということを忘れがちになります。例えば、Instagram で家族写真を公開していると、現在のテクノロジーでは、顔写真だけで個人を識別されてしまう可能性があります。一度インターネット上に顔写真が流出してしまうと、これからはずっと消

えない情報となります。自分の情報を守ることは自分を守ることです。

SNS でのやりとりと現実社会で起きることはまったく別のことです。気軽に会ってみたら思わぬトラブルに巻き込まれ、最悪の場合、誘拐され殺害されてしまう等の凶悪事件が発生しています。また、根拠のないデマポストを何も考えずにリポストしてしまうことは、デマ拡散を手助けすることになり、犯罪に手を貸すことにもなって裁判になる例も増えてきました。

#### ○医療従事者として「個人情報」の取り扱いに気を付ける。

大学入学後には、実習で得た個人情報を扱う場面も多くあります。しかし、授業で知り得た情報は、授業の教員や学生たち関係者以外に出してはならない（授業で知った個人情報は授業の中だけで共有すべき）ことも、身につけるべき大事な原則です。医療従事者が就業中に知った「個人情報」の取扱いは、法的にも定められているほど厳重に扱われます。安易な気持ちで、SNS で実習先や実習内容がわかるような投稿をすることもしてはいけません。

## 4 充実した学生生活のために

### 1) ロッカーの貸与

- 在学中に限り、ロッカーを貸与します。
- 卒業時には、各自で清掃をして鍵を返還してください。卒業式後もロッカー内に残されている物は、不要物として処分しますので注意してください。

【注意：4年を超えて在籍する学生へ】

- 4年を超えて在籍することになった学生は、その年の卒業式の日までに、それまで使用していたロッカー内を片付け、鍵をいったん学生支援課へ返還してください。
- 新年度になったら新たにロッカーを貸与しますので、学生支援課で確認してください。

【注意：休学する学生へ】

- やむを得ず休学する際には、それまで使用していたロッカー内を片付け、鍵をいったん学生支援課に返還してください。
- 復学時に新たにロッカーを貸与しますので、学生支援課で確認してください。

### 2) 自己学習のための教室等

#### (1) 幕張キャンパス図書館内の学生自習室

- ア 使用可能時間  
図書館開館時間内
- イ 使用方法  
使用の際は図書館カウンターにある「学生自習室使用簿」に所定の事項を記入し、図書館カウンターにて鍵を受け取ってください。

#### (2) 講義室

授業がない時間帯の講義室は自己学習のために活用することができます。

- ア 使用時間  
幕張キャンパス 平日 8:30～21:30 仁戸名キャンパス 平日 8:30～20:00
- イ 使用方法  
学生支援課（幕張キャンパス）または事務局窓口（仁戸名キャンパス）で空き時間を確認してください。

### (3) 演習室・実習室

授業がない時間帯の演習室・実習室は自己学習のために活用することができます。

#### ア 使用時間

幕張キャンパス 平日 8:30～21:30 仁戸名キャンパス 平日 8:30～20:00

#### イ 使用方法

部屋を管理する教員に空き時間を確認してください。部屋を管理する教員名は、部屋の入口に掲示してあります。

### 3) サークル活動・学生会活動

- 有意義な学生生活を送るためには、講義・実習などの学修のほかに、学生が自主的に行う課外活動が大きな役割を果たします。本学は、学生のみなさんの積極的な活動を期待しています。
- 本学には、在籍する全学生をもって組織している学生自治団体「学生会」があります。大学祭（いずみ祭）など、学生のみなさんで協力して活動してください。
- サークル活動・学生会活動に関して必要な届出は以下のとおりです（「IV 3 各種届出・願出について」を参照）。
  - ①学内において学生団体を設立しようとするとき
  - ②学生団体が規約・役員・その他願出事項を変更するとき
  - ③学生団体を解散したとき
  - ④学生団体が学外の団体に加盟又は脱退したとき
  - ⑤前年度の活動状況（注1）
  - ⑥学生団体等が学内において集会やイベント等を開催しようとするとき
  - ⑦学生団体等が本学の名を冠して学外活動に参加しようとするとき
  - ⑧学生団体等が学内にポスターや立看板等を掲示しようとするとき
  - ⑨学生団体等が学内においてビラや新聞等の印刷物を配布・発行しようとするとき
  - ⑩学生団体等が学内において寄付の募集、物品販売、署名活動等を行おうとするとき
  - ⑪学生団体等が学内の施設や物品を使用するとき（注2）
- サークル活動や学生会活動に関わる物品は所定の場所においてください。どこの場所にどのサークルの物品を置くかは学生会が割り振りを行っています。

（注1）各学生団体は、毎年4月10日まで（土曜日、日曜日にあたる場合は翌月曜日まで）に前年度の活動状況を届け出る必要があります。この届出がない場合は、解散したものとみなされます。

（注2）サークル活動等で学内の施設等を定期的に使用する場合は、「施設等使用願」（学生関係諸規程集P59）の原本の複写物（「使用日時」の部分のみは毎回記入する）の提出でよいものとします。

### 4) 学内の施設や物品を使用したいとき

- 学内の施設や物品（以下、施設等という）を使用する場合は、原則として使用期日の7日前までに「施設等使用願」（学生関係諸規程集P59）を提出しなければなりません。
- 学生が、施設等を使用するときは、次の事項を遵守しなければなりません。（千葉県立保健医療大学学生規程第20条参照） ①許可を受けた使用目的以外には使用しないこと、②許可を受けた期間及び時間を厳守すること、③周囲の秩序を乱さないこと、④施設等を損傷しないこと。

### 5) その他の注意事項

- 授業中（講義・演習・実習）、携帯電話の電源は切るかマナーモードにしてください。使用する際は他の人の迷惑にならないよう、マナーを守ってください。
- 授業等に使用する物品等が不足した場合は学生支援課／仁戸名事務局に連絡してください。

- 大学内で拾得物があった場合には、学生支援課／仁戸名事務局に届けてください。
- 学生生活においてわからないことがある場合は、まずは学生支援課／仁戸名事務局に問い合わせてください。

## 5 健康管理

### 1) 保健室

- 幕張キャンパス事務棟1階及び仁戸名キャンパス東校舎1階に保健室があり、応急処置をうけることができます。学内で負傷、発病したときはまず事務局へ来ててください。学外での事故等による負傷・発病は直接各自、医療機関で受診してください。
- 生理用品を準備していますので、困った際は保健室に取りに来ててください。

### 2) AED (自動体外式除細動器)

- AEDは、幕張キャンパスは事務棟1階事務室、A棟3階歯科診療室、仁戸名キャンパスは東校舎1階正面入口にあります。

### 3) 健康診断について

- 定期健康診断は年1回・4月に幕張キャンパスで実施します。指定された日に受診しなかった学生は自分で6月までに健康診断を受診し、健康診断書を必ず提出してください(費用:自己負担)。
- 休学中も定期健康診断を受診できます。受診しなかった学生は自分で健康診断を受診し、復学までに健康診断書を必ず提出してください(費用:自己負担)。なお、年に1回は健康診断を受診してください。
- 健康診断の日程等、詳細については Teams および年度当初のガイダンスで連絡しますので、各自注意してください。健康診断の内容は、身長、体重、血圧、視力検査、尿検査、内科健診、胸部エックス線検査、口腔健診(1・4年生、編入3年生)、体力測定です。未検査の項目がないように気を付けてください。
- 抗体検査の結果によっては、実習に備えワクチン接種が必要となります(費用:自己負担)。詳細については、Teams および自己健康管理ファイル、ガイダンスで各自確認してください。
- 健康診断の結果で、精密検査・治療が必要な場合は指示しますので、医療機関を受診し、保健室に報告してください。

### 4) 感染性疾患について

- 学校保健安全法施行規則では、学校で予防すべき感染症を指定し、罹患した場合の出席停止について定めています。  
詳細は「学校感染症による出席停止の取扱いに関する要綱(学生関係規程集P147)」「授業の公欠に関する要綱(学生関係規程集P154)」または「自己健康管理ファイルP11～13」を確認してください。

## 5) 学校医について

○学校医は、以下の医師に委嘱しています。

医師名	医療機関名	診療科	住所等	診療時間
田村由美子	田村ゆみこ 内科クリニック	内 科 消化器内科 循環器内科	千葉県花見川区幕張町 5-417- 243 ブランズ幕張 2F TEL043-296-9255	午前 9:00～12:00 午後 3:00～6:00 (土曜：午前のみ) 休診日：水曜・日曜・祝日
工藤 典代	アリス耳鼻咽喉 科	耳鼻咽喉科	千葉県花見川区幕張本郷 2-36- 21 ワンダーランド 2A TEL043-350-3387	午前 9:30～13:00 午後 3:00～6:00 (木曜・土曜：午前のみ) 休診日：金曜・日曜・祝日

## 6) 歯科診療室

本学にはA棟3階に歯科診療室があり、通常の歯科医院と同様に受診ができます。

診療科目 歯科、小児歯科、歯科口腔外科

診療時間 午前 9:30 ～ 12:00 午後 1:00 ～ 4:00 (最終受付 3:30)

診療日 月 火 水 金

## 6 学生保険 (全員加入)

○学内や学外での実習・演習、また通学途中等における不測の事故による負傷等に備え、本学では学生全員が学生保険に加入することとしています。なお、未加入の場合、臨地実習・臨床実習・教育実習が行えませんので必ず加入してください。

○1年生は、入学許可書に同封の払込票等を使って加入してください (栄養学科を除く)。栄養学科については4月のガイダンス時に加入受付を行います。

2年生以降については、前年度末までに加入手続きを行ってください (栄養学科を除く)。

○制度の概要は次のとおりですが、詳細は保険約款、しおり等をよく読んでください。

○万が一事故等にあった場合は、学生支援課に相談してください。

## 1) 看護学科、歯科衛生学科、リハビリテーション学科

<看護学校総合補償制度「Will 2」(1年契約)>

希望者は補償額の多い、「Will 3」、「Will 3 DX」の加入も出来ます。

### ア 保険金が支払われる場合 (例)

#### (ア) 学生自身のケガへの補償

- ・授業中、実習中及び通学中 (実習先への移動を含む) 等で、偶然な事故により、ケガ等をした場合。

#### (イ) 第三者に対する賠償責任への補償

- ・プライベートな時間 (24時間) において、他人に傷害を負わせたり、他人の物を壊し、法律上の損害を負わせた場合。
- ・実習中に患者等に傷害を負わせたり、実習先や患者の物を壊し法律上の損害賠償責任を負った場合。

#### (ウ) 実習中の感染事故予防の補償

- ・実習中に針刺し事故等の感染事故を起こした場合。

イ 保険金の種類及び額（Will 2 の場合）

補 償 項 目			保 險 金 額	
傷害保険	死亡・後遺障害保険金※		230万円	
	入院保険金日額		3,500円	
	通院保険金日額		3,000円	
	手術保険金		入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）	
個人賠償責任保険（24時間）			1事故1億円限度 （免責金額なし）	
共済制度	感染補償	実習中 学校管理下 その他の時間	感染事故	
		実習中	学生を媒介した二次感染に対する見舞金	
	その他の補償	実習中 学校管理下	熱中症・細菌性食中毒に対する見舞金	1事故10万円を限度とする 実費相当分 （インフルエンザは 定額5,000円）
			予期せぬ損害に対する見舞金	
		実習中 学校管理下 その他の時間	傷害保険支払い対象とならない事故に対する見舞金	
			天災等により教材・器具類が使用不能になった事例に対する見舞金	

※後遺障害保険金は、その程度に応じ4%～100%

2) 栄養学科

< 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（4年契約） >

ア 保険金が支払われる場合（例）

- (ア) 本学教育活動中の急激かつ偶然な外来の事故等により、けが等をした場合
- (イ) 通学中・学校施設等相互間の移動中に発生した事故により、けが等をした場合
- (ウ) 正課、学校行事及びその往復中等で、他人にけがをさせたり、他人の物を壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合。

## イ 保険金の種類及び額

### 学生教育研究災害傷害保険

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中	2,000 万円	障害の程度により 120 万円～ 3,000 万円	治療日数 1 日から が対象 3 千円～30 万円	1 日につき 4,000 円
学校行事中				
大学に届出した課 外活動中（学校施 設内外を問わな い）	1,000 万円	障害の程度により 60 万円～ 1,500 万円	治療日数 14 日以上 が対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円
学校施設内にい る間（正課中・学 校行事中・課外活 動中を除く）・通 学中・学校施設等 相互間の移動中	1,000 万円	障害の程度により 60 万円～ 1,500 万円	治療日数 4 日以上 が対象 6 千円～ 30 万円	1 日につき 4,000 円

### 接触感染症予防保険金

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1 事故につき 15,000 円

### ・学研災付帯賠償責任保険

活動内容	保障内容	
	対人賠償	対物賠償
正課、学校行事及びその往復	合わせて 1 事故 1 億円限度（免責 0 円）	

## 7 学生への連絡方法

### 1) Teams

- Teams とは、Microsoft が提供するコミュニケーションツールで、遠隔授業や課題提出、教員との連絡手段として利用できます。（ただし、教員への WEB 電話は避けてください。）
- 学生の皆さんは Teams など Microsoft365 サービスが無料で利用できます。
- 学生支援課、企画運営課、学科・専攻からの連絡が届きますので、1 日 1 回は各チームへの投稿やチャットのチェックをする習慣をつけてください。
- 投稿・チャットで送信された内容は、すべて伝達したものとして取り扱うので、見なかったことを理由に責任を免れることはできません。
- Teams の使い方については、改めてガイダンスを行います。

### 2) 学生用メール

- 入学時に、学生用のメールアドレスを各人に配布します。携帯アドレスは、年に何度も変更したりパソコンからの受信を拒否する設定だったりする例もあるため、緊急時の一斉連絡がうまくできません。そのため、大学からの連絡は学生用メールによる通知に限定しています。
- 学生用のメールアドレスに、大学からの緊急連絡・学生支援課からの休講や補講等の連絡、また学科からの連絡が届きます。
- 送信された内容は、Teamsと同様に、すべて伝達したものとして取り扱うので、メールを見なかったことを理由に責任を免れることはできません。

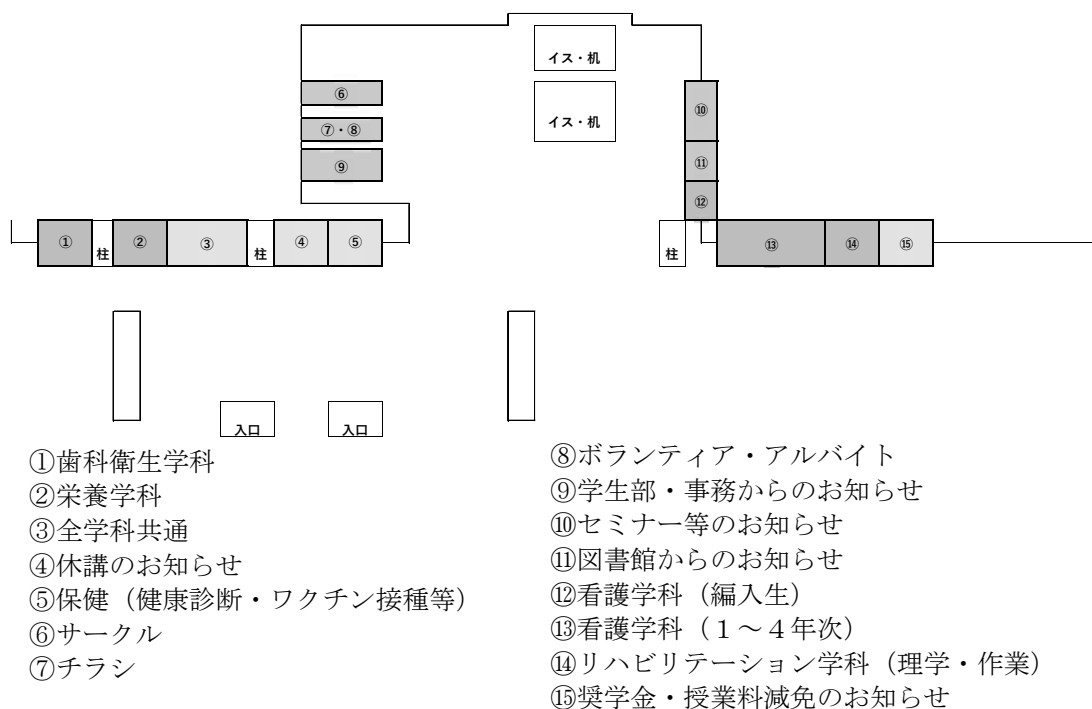
- 重要な連絡を見逃したりすることがないように、1日1回はメールチェックする習慣をつけてください。  
なお、災害発生等の緊急時（見込まれる場合を含む。）には、緊急連絡や安否確認メール等を発信することがあるので、メールを1日に複数回チェックしてください。
- 学生用メールの使い方については、改めてガイダンスを行います。

### 3) 掲示板

○掲示板には、学生支援課・図書館からの連絡や、学科・専攻からの連絡が掲示されます。全学科共通と学科・専攻の掲示板の両方を、随時確認してください。

	掲 示 場 所	掲 示 内 容
幕張キャンパス	事務棟 1階	試験結果に関すること
	教育棟 2階	大学行事に関すること 教務に関すること（休講、補講、時間割の変更等） 奨学金に関すること 講義・実習等に関すること 学生の呼出し その他
仁戸名キャンパス	東校舎 1階	試験結果に関すること 大学行事に関すること 教務に関すること（休講、補講、時間割の変更等） 奨学金に関すること 講義・実習等に関すること 学生の呼出し その他
	東校舎 2階	就職に関すること

幕張キャンパス 教育棟 2階掲示板配置図



### 4) 学外からの呼び出し

学外から校内の学生への電話による呼び出しは、緊急の場合以外は一切取り次ぎません。

## 8 キャンパス・ハラスメント及び性暴力等に関する相談

### 1) キャンパス・ハラスメントとは

キャンパス・ハラスメントとは、本学の学内又は学外において、本学の教職員、学生等、監督者及び関係者（以下「教職員学生等」という。）が、他の教職員学生等に、次に掲げるハラスメントにより、就労又は修学の環境を悪化させること並びにその対応によって不利益を被らせることをいいます。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

教職員学生等が、相手方の意思に反する性的言動により、他の教職員学生等を不快にさせる行為をいいます。

- 例
- ・聞くに堪えない卑猥な冗談を交わす
  - ・食事やデートにしつこく誘う
  - ・相手の意に反して研究室等に鍵をかけて二人きりになる
  - ・身体に不必要に接触する

#### (2) アカデミック・ハラスメント

教職員が、教育・研究上の権力関係又は上下関係等に基づく不適切な言動により、他の教職員学生等に就労上若しくは修学上の障害を生じさせる行為をいいます。

- 例
- ・「放任主義だ」といって必要な指導をしない
  - ・理由を示さずに単位を与えない

#### (3) パワー・ハラスメント

教職員が、他の教職員学生等に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

#### (4) 妊娠、出産又は育児休業等に関するハラスメント

教職員学生等が、妊娠若しくは出産に関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、他の教職員学生等に対して、就労上又は修学上の障害を生じさせる行為をいいます（業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、就労上又は修学上の必要性に基づく言動によるものを除く。）。

#### (5) その他のハラスメント

教職員学生等が、相手の意に反する不当な要求や圧力等によって、他の教職員学生等の人権を侵害する行為をいいます。

### 2) 性暴力等とは

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、自分で決めることができます。同意のない性的な行為は、すべて性暴力であり、重大な人権侵害です。

例 ①同意のない性的な行為

- ・同意のない状態でのボディタッチ、キス、性交等
- ・痴漢
- ・アルコールや、レイプドラッグ等の薬物を使用した性暴力
- ・SNS等を通じた性被害

②セクシュアル・ハラスメント

- ・しつこくデートに誘われる
- ・肩を揉まれたけど嫌だな
- ・性的なからかいを受けて嫌だな

③アダルトビデオ（AV）への出演強要等の性産業への望まない従事

### 3) キャンパス・ハラスメント及び性暴力等のないキャンパスに向けて

キャンパス・ハラスメント及び性暴力等のない健全で快適なキャンパス環境を維持するためには、大学のすべての学生・教職員が普段から以下のような心構えを持つことが重要です。

- ①お互いの人格を尊重しあうこと
- ②お互いが大切なパートナーであるという認識をもつこと
- ③偏見をなくし、一人ひとりの個性を認め合うこと
- ④相手を性的な関心の対象とみたり、異性を劣った性としてみたりする意識をなくすこと

### 4) キャンパス・ハラスメント及び性暴力等を受けていると思ったら

#### (1) 言葉や態度で被害を主張しましょう

あなたの気持ちをはっきりと相手に伝えることが解決につながることもあります。

#### (2) 具体的な記録をとっておきましょう

「いつ・どこで・誰から・どんなことをされたか」など、できるだけ明確に記録しておきましょう。

#### (3) 誰か信頼できる人に相談しましょう

一人で我慢せずに友人や先生、先輩など、信頼できる人に相談しましょう。

#### (4) 相談員に相談しましょう

○ 本学では、すべての学生が一人ひとりかけがえのない個人として尊重され、心理的にも身体的にも健康で安全な環境のもとで、学習、課外活動及び研究に専念し、充実したキャンパスライフを送ることができるように、キャンパス・ハラスメント等相談員を配置しています。

○ キャンパス・ハラスメント等相談員をしている教員等の氏名は掲示板や大学 HP 上で公表しています。相談員は、男性女性バランスよく、各学科等に配置しています。所属学科に関わらず、他学科や事務局の相談員に相談することもできます。

○ 自分一人で相談に行くのに抵抗があるときは、友人や家族と一緒に相談することもできます。

○ また、相談員の中には学外相談員（臨床心理士）もいます。学内相談員には相談しにくい場合は学外相談員に相談してください（学外相談員の相談は2か月に1回、幕張キャンパスで対面により実施しています。まずは事務局にご相談ください）。

#### (5) 外部の相談機関を利用しましょう

NPO 法人千葉性暴力被害支援センターちさとは、性暴力・性犯罪に遭われた女性のためのワンストップ支援センターです。あらゆる性暴力被害の相談に対応してくれます。

同センターへ相談を希望される場合は、相談員が直接連絡をとりますので、相談員にご連絡ください。（ご自身で連絡が可能な状態であればご自身でご連絡いただいても構いません。）

#### 【NPO 法人千葉性暴力被害支援センターちさと】

○ 性暴力被害支援ダイヤル「ほっとこーる」043-251-8500（24 時間対応）

（同センターの HP によれば「まずは 緊急支援要請も、面接相談もほっとこーるからお申し込みください」とのことです。）

○ 住所等

〒260-8606 千葉県千葉市中央区椿森4-1-2 国立病院機構千葉医療センター内

TEL 043-445-8883 FAX 043-445-8883

## 5) 相談員に相談したあとはどのようになるのか

### (1) 相談員

- 相談員は、あなたの相談に対して誠実に対応します。相談の内容を親身に聞き、解決のための最善の方法について助言します。相談員には守秘義務が課せられておりますので、学生の名前や相談内容は決して外部に漏らしません。また、相談したことにより不利益を受けることはありません。安心して相談してください。
- 相談員は、相談者の同意を得て、相談内容をキャンパス・ハラスメント等防止対策委員会へ報告します。

### (2) キャンパス・ハラスメント等防止対策委員会

- 事実関係を調査し（必要な場合は、調査委員会を設けます）、調査結果等に基づいて必要な対応をとります。
- 相談員同様に、防止対策委員会委員、調査委員会委員にも守秘義務が課せられておりますので、相談の内容が他に漏れることはありません。

## 9 履修・学生生活に関する相談

### 1) 学科・専攻の教員による相談支援体制

- 履修に関する相談、講義・演習内容に関する相談、就職・進学に関する相談、学生生活に関する相談など、悩んだり困ったりしていることについては、躊躇することなく教員に相談しましょう。

#### (1) クラス担任等

各学科・専攻とも、みなさんからの相談に対応することができるよう、クラス担任等を配置しています。

#### (2) オフィスアワーの活用

本学のすべての教員は、みなさんからの相談に対応することができるよう、オフィスアワーを設定しています。オフィスアワーは各学科・専攻の掲示板に明示してあります。

### 2) 休学・退学の相談

- 「休学をしたい」「退学をしたい」と思ったときは、まずクラス担任等学科・専攻の教員に相談してください。
- 休学・退学をするためには、書面による学長の許可が必要です。  
休学予定期間の開始日や退学予定日のおおむね30日前までに、必ず「休学願」（学生関係諸規程集P46）「退学願」（学生関係諸規程集P50）を学生支援課に提出してください。  
なお、休学後に復学する場合も書面による学長の許可が必要です。復学希望日のおおむね30日前までに、必ず「復学願」（学生関係諸規程集P47）を学生支援課に提出してください。
- クラス担任等学科・専攻の教員に相談することがなく「休学願」「退学願」が学生支援課に提出された場合は、学生支援課は受取をいったん保留し、学科・専攻に確認を行います。
- 休学期間中は学生用メールが使用できますが、teams は使用できません。
- 休学中の連絡方法や復学の時期等について、「休学願」提出前に、クラス担任等と相談しておいてください。また、ロッカーの鍵は、いったん学生支援課／仁戸名事務局に返却します（ロッカーは復学後に改めて貸与します）。
- 必要な手続きがなされない場合には、除籍の対象となりますのでご注意ください。

### 3) カウンセラーによるカウンセリング

- 幕張・仁戸名各キャンパスにおいて、カウンセラーが、進路、学業、友人関係など様々な悩みの相談に応じています。
- 相談は予約制です。相談のできる日時の掲示・予約方法については以下のとおりとなっています。

	幕張キャンパス	仁戸名キャンパス
掲示場所	教育棟 2 階掲示板	東校舎 1 階掲示板
カウンセリング場所	事務棟 2 階学生相談室 C	研究棟学生相談室
予約方法	①備え付け「予約カード」に必要事項を記入 ②「予約カード入れ」に「予約カード」を入れる ③予約表に「予約済み」が分かるよう記入する	
予約場所	事務棟 2 階学生相談室 C 前	研究棟学生相談室前

### 4) 障害のある学生への修学支援

- 「千葉県立保健医療大学における障害学生への修学支援に関する指針」に基づき、障害のある学生が安心して修学できるよう支援します。
- 支援の流れ
  - ① クラス担任等学科・専攻の教員に相談し、「障害に係る合理的配慮の提供に関する申請書」を記入してください。原則、申請する障害学生自身で記入してください。  
※相談時に医師の診断書及び障害者手帳（ある場合のみ）を持参してください。  
※医師の診断書には、診断名、支援が必要な理由、具体的にどのような支援を要するののかの見解を記載が必要です。
  - ② 記入した申請書に「医師の診断書」「障害者手帳（ある場合のみ）」を添えて、学生支援課に提出してください。
  - ③ 障害学生支援検討会にて、申請内容について、具体的な支援・配慮の内容を検討・決定します。
  - ④ 決定した支援・配慮内容を申請した障害学生に伝えます。
  - ⑤ 決定した支援・配慮内容を障害学生本人または学生支援課等より、授業科目責任者、試験担当者へ依頼します。
  - ⑥ 支援・配慮の開始後、定期的に面談を行います。
  - ⑦ 申請は毎学期必要です。申請内容及び症状に変更がなく、申請を継続する場合は、前期は3月10日、後期は9月10日までに申請してください。（土曜日、日曜日にあたる場合は翌月曜日まで）  
※精神障害は状態像が変化しやすいため、毎学期医師の診断書の添付が必要になります。
- 申請後、配慮開始までには1～2か月かかります。遑って配慮はできませんので、余裕をもって申請してください。
- 申請を出していただいても、すべてが認められるわけではありませんので、ご承知おきください。
- 学業に向かえる状態にない場合は、医師に相談して治療・休養を優先してください。

